

記入例

住所
 ・住民登録している所を省略せずに、「〇丁目〇番〇号、〇番地の〇」と記入してください。
 ・マンション名等も記入してください。
 ※離婚届と同日に住所の異動届を出す場合は、職員にご確認ください。

(2) 本籍
 ・省略せず、戸籍のとおり記入してください。
 ・筆頭者は、婚姻届により氏を変更しなかった方です。

父母及び養父母の氏名/父母との続き柄
 ・父(養父)・母(養母)が死亡していても氏名を記入してください。

(3) (4) 離婚の種別
 ・該当する□にチェック(✓)してください。
 ・調停・和解離婚の場合は成立日、認諾離婚の場合は認諾日、審判・判決離婚の場合は確定日を記入してください。

婚姻前の氏にもどる者の本籍
 ・婚姻の際に氏を変更し、離婚により復氏する方について①~③を記入してください。
 ①□夫 もしくは □妻 の該当する□にチェック(✓)してください。
 ②□もとの戸籍にもどる もしくは □新しい戸籍をつくる の選択する□にチェック(✓)してください。
 ③下の段には、もどる戸籍または新しくつくる本籍を記入してください。
 ・もとの戸籍にもどる場合
 婚姻前の本籍及び筆頭者を記入してください。
 ・新しい戸籍をつくる場合
 (離婚後一人で新しい戸籍をつくるもしくは婚姻前の戸籍がすでに除籍となっている場合)
 新本籍は、土地の地番、住居表示の街区符号のどちらでも編製できます。
 (例)
 住所が「〇番地の〇」→本籍の表示は「〇番地〇」
 住所が「〇番〇号」→本籍の表示は「〇番」
 ・婚姻中の氏を引き続き使用したい方は、離婚届とは別に「離婚の際に称していた氏を称する届出(戸籍法77条の2の届)」が必要で、同時に届出する場合は、「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄は記入しないでください。届出期間は、離婚の日の翌日から起算して3か月以内です。詳しくは職員にお尋ねください。

(5) 未成年の子の氏名
 ・夫婦の間に未成年の子がいる場合には、離婚後の親権について、父母の双方が親としての権利と責任を協力して担う「共同親権」とするの、または父母の一方を親権者とする単独親権とするかを定める必要があります。
 ・協議離婚の場合、夫妻の話し合いにより共同親権とするか、またはどちらを単独の親権者とするかを決めていただき、該当する親権者区分に未成年者の氏名を記入してください。
 ・裁判離婚の場合、裁判で定められた親権者区分(共同親権/単独親権)に従い、該当する欄に未成年者の氏名を記入してください。
 ・親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てを行っている場合には、「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子」欄に、当該子の氏名を記入してください。

連絡先
 ・日中連絡がつく電話番号を記入してください。

提出日
 区役所に提出する日を記入してください。
 (協議離婚の場合には、提出した日が離婚の日になります。)

あて先
 提出する区の名称を記入してください。

(1) 氏名
 婚姻中の氏で記入してください。

令和 年 月 日届出
 (あて先) 仙台市〇〇区 長

| | | |
|---------------------------------|--|------------------------|
| (1) 氏名 | 夫 モリノ ダツヤ 杜野 達也 | 妻 モリノ アイ 杜野 愛 |
| 生年月日 | 昭和三十九年一月十日 | 昭和三十九年十二月五日 |
| 住所 | 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 レジデンス杜野201 | 仙台市宮城野区五輪2丁目12番35-503号 |
| 婚姻前の住所 | 仙台市太白区長町南三丁目1番地 | |
| 筆頭者の氏名 | 杜野 達也 | |
| 父母及び養父母の氏名 | 夫の父 杜野 健一 続き柄 | 妻の父 秋保 誠 続き柄 |
| 父母との続き柄 | 母 杜野 直美 二男 | 母 宮城 智子 長女 |
| 他の養父母は、その他の欄を記入してください | 養父 続き柄 | 養父 続き柄 |
| | 養母 養子 | 養母 養女 |
| (3) 離婚の種別 | <input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 判決 | |
| 婚姻前の氏 | <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる | |
| もどる者の本籍 | ③ 〇番地 〇番 〇番地 〇番 〇番地 〇番 | |
| 未成年の子の氏名 | 父(夫)が親権を行う子 杜野 千早 | 母(妻)が親権を行う子 杜野 光 |
| 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子 | <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。 | |

(協議離婚で親権者の定めをした場合)
 ・協議離婚で親権者の定めをした場合は、記載内容を確認し、□にチェック(✓)をつけてください。
 ※この欄は、共同親権、単独親権に関わらず、夫、妻両方のチェック(✓)が必要となります。
 両方にチェック(✓)がない場合、原則、受理することができません。

連絡先 電話 夫 () 妻 ()

| | | |
|--------------|--|--|
| (6) 同居の期間 | 平成 令和 30年8月から 平成 令和 8年2月まで | (6) (7) (8) 同居の期間等 ・夫が同居を始めた年月、別居をした年月を記入してください。 ・届出時点で、別居をしていない場合は、同居を始めた年月のみ記入してください。 ・別居している場合には(8)に別居する前の住所を記入してください。別居していない場合には空欄で結構です。 |
| (8) 別居する前の住所 | 仙台市泉区泉中央2丁目1番地 1号 | (9) 別居する前の世帯のおもな仕事 <input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・事業主(経営者)が社員の雇用労働者等で職階の従業者が1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者1名) <input type="checkbox"/> 4. 3.までとはならない常用労働者世帯及び会社団体の団員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者1名) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) |
| (9) 夫婦の職業 | 夫の職業 妻の職業 | (9) 別居する前の世帯のおもな仕事 ・別居する前の世帯の中で、一番収入のある方の仕事に該当する□にチェック(✓)してください。 |
| その他 | 届出人の署名欄は、必ず届出人本人が、婚姻中の氏で署名してください。(押印は任意です。) 裁判離婚の場合、訴提起者(申立人)が署名してください。 | |
| 届出人署名 | 夫 杜野 達也 妻 杜野 愛 | |

証人 (協議離婚のときだけ必要です)

| | | |
|------------|---------------------|--------------------------|
| 署名(※押印は任意) | 富谷 智 印 | 名取 太郎 印 |
| 生年月日 | 昭和三十九年三月九日 | 昭和三十九年六月八日 |
| 住所 | 仙台市青葉区上杉1丁目5番1-101号 | 仙台市泉区泉中央2丁目1番地1 カーサ泉 303 |
| 本籍 | 仙台市青葉区上杉一丁目5番地 5番 | 宮城県富谷市松田五丁目1番地 1番 |

証人
 ・協議離婚の場合には、離婚の事実を知っている成年者(18歳以上)2名の署名が必要です(押印は任意です)。
 ・住所及び本籍は届出人と同様に省略せずに記入してください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
 取決めをしている。 □まだ決めていない。
 子育ての分担(子育ての身の回りの世話)を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること、父の一方が全て行うことを取決めをしている場合も「取決めをしている。」に記入しをつけてください。

親子交流について
 取決めをしている。 □まだ決めていない。
 親子交流(未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話したり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするための取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないもの取決めをしている。)に記入しをつけてください。

経済的に自立していない(未成年の子に限られませんが)いる届出者
 次の□のあてはまるものにしるをつけてください。
 取決めをしている。 □まだ決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費(経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても就学している場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など、諸事情により養育費を支払っていない)を取決めをしている場合)「取決めをしている。」に記入しをつけてください。

(未成年及び経済的に自立していない子がいる場合)
 離婚する際には、親子の交流の方法や養育費など、子どもの生活に関わる大切なことを父母が話し合っ決めていくことになるので、各項目あてはまるものの□にチェック(✓)をつけてください。

【記入上の注意】
 ・略字で書かず、戸籍に記載されているとおりの字で書いてください。
 ・黒のインクまたはボールペンで記入してください。(消せるボールペン不可)。
 ・記入誤りについては、修正液等を使わずに一線で抹消して訂正してください。

【届出できる場所】
 ・現在及び新しい本籍地、住所地、所在地のいずれかの市区町村の役所(役場)

【届出に必要なもの】
 ・離婚届(本書)1通
 ・届出に求められた方の本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、パスポート等)
 ・調停・和解・認諾離婚の場合：調書の謄本
 審判離婚の場合：審判書の謄本及び確定証明書
 判決離婚の場合：判決書の謄本及び確定証明書

【その他】
 届出内容が戸籍に記載されるまで、お時間をいただいております。
 戸籍の証明書が必要な場合には、新しい本籍地の市区町村の役所(役場)あてに、戸籍の証明書がとれるかどうかを電話でご確認いただいでからご請求くださいますようお願いいたします。

■お問い合わせ先

- 青葉区役所 戸籍住民課戸籍係 (代) 022-225-7211
- 宮城総合支所 税務住民課戸籍住民係 (代) 022-392-2111
- 宮城野区役所 戸籍住民課戸籍係 (代) 022-291-2111
- 若林区役所 戸籍住民課戸籍係 (代) 022-282-1111
- 太白区役所 戸籍住民課戸籍係 (代) 022-247-1111
- 秋保総合支所 総務課税務住民係 (代) 022-399-2111
- 泉区役所 戸籍住民課戸籍係 (代) 022-372-3111

■受付時間

仙台市においては、秋保総合支所を除き、24時間、365日、届出の受付をしています。

平日の区役所・総合支所開庁時間（8時30分～17時）以外は、守衛室に提出してください（※）。

※秋保総合支所のみ、守衛室の受付時間は、以下のとおりとなります。

平日：7時30分から8時30分まで及び17時から22時まで 土日祝日：8時30分から20時まで

その際、届書の記載内容の不備がある場合には、改めて平日の区役所・総合支所開庁時間に來庁していただくことがあります。

そのため、平日の区役所・総合支所開庁時間に事前審査を受けることをお勧めします。